

# 関係機関との連携

～埼玉県内の取組と条例制定のその後～

公益社団法人  
埼玉犯罪被害者援助センター  
N N V S 認定コーディネーター  
竹山 律子

# 埼玉犯罪被害者援助センターの相談支援活動

電話相談、面接相談、警察情報提供を経ての直接的なサポートとして、

警察署、検察庁、裁判所、病院、行政機関窓口などへの

付き添い支援の実施、関係機関との連絡調整

生活の支援、その他の支援

家事支援(買物、掃除等)、引越しの手伝い、自宅訪問などを行っており、弁護士による無料法律相談や臨床心理士によるカウンセリングも実施している。

# 条例の制定

平成30年3月30日

埼玉県犯罪被害者等支援条例制定

# 条例制定後の取組

平成30年3月30日に埼玉県犯罪被害者等支援条例施行

## ◆彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの設置

総合対応電話を援助センターに設置し、  
県、県警、援助センターに振り分けている。

## ◆三者協議の実施

県、県警、援助センター各々で受けた相談について必要に応じ協議し、  
支援実施する。

## ◆アイリスホットラインの拡充

県の委託事業としてセンターで運営。

24時間365日の相談受付を実施している。

フリーダイヤル化、ウェブ相談受付

ウェブ会議ツール（Zoom）を活用したオンラインによる支援

# 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの各役割

- ▶ 被害相談・届出受理、捜査、急性期に係る支援、連絡調整  
カウンセリング → **埼玉県警**
- ▶ 生活・福祉に係る調整・情報提供、住宅に係る調整・  
情報提供、市町村等との連絡調整、県内社会福祉協議会  
への生活支援調整等 → **埼玉県**
- ▶ 電話・面接相談、付添い支援（警察、検察庁、裁判所、  
病院、行政機関等）、生活支援（引越の手伝いなど）、  
カウンセリング、法律相談 → **埼玉犯罪被害者援助センター**

**必要に応じて三者で協議し可能な限り早期支援を実施している。**

# 支援の実際

## ◆住宅・転宅等に関する支援

一時避難のための住宅提供（県営住宅等）…（県）

引越作業時支援（梱包、搬出、清掃）…（センター）

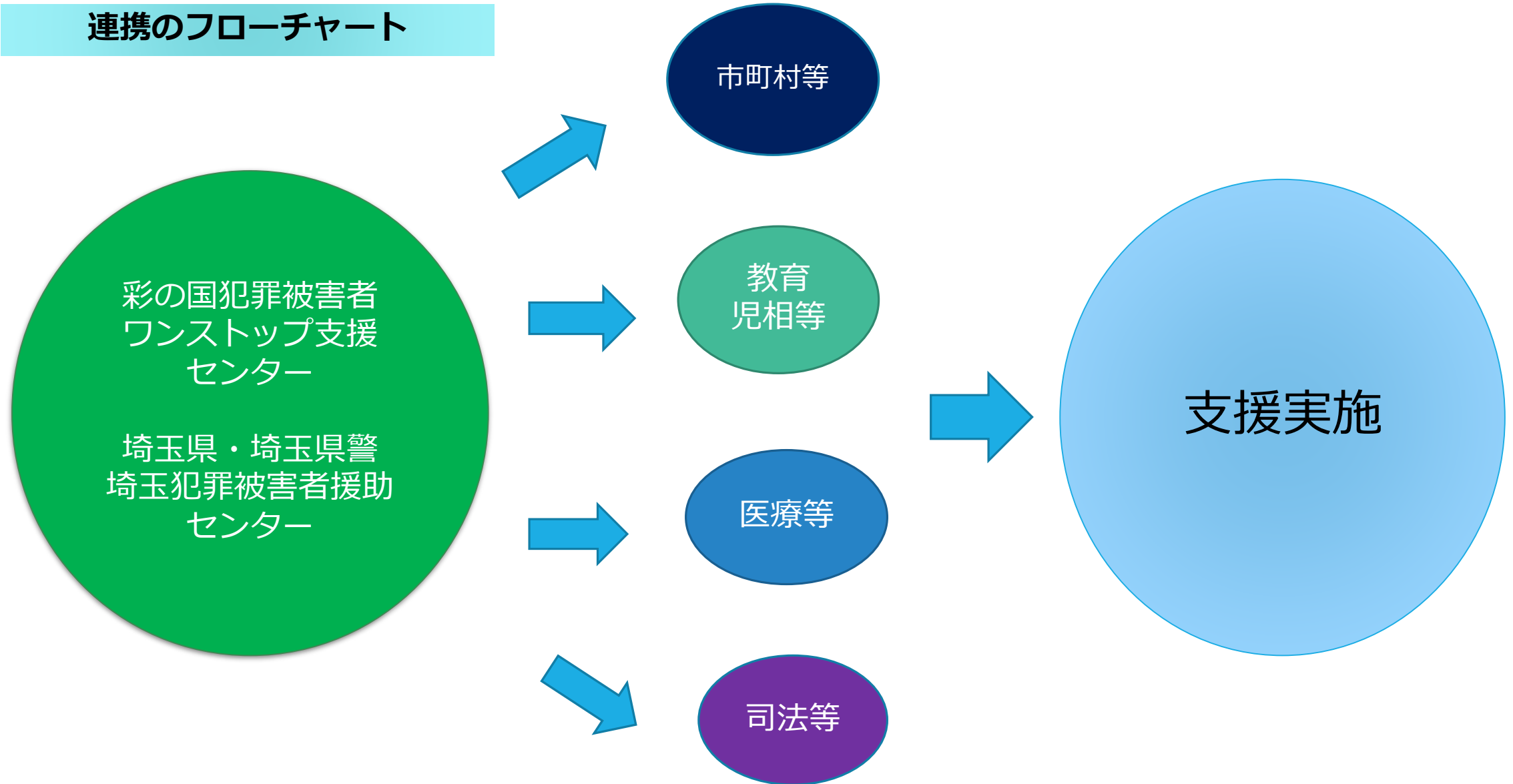
## ◆法律事務所への付添支援

法律相談時（アイリス相談者）

公判に関する（被害者参加等）打合せ時の付添支援

…（センター）

## 連携のフローチャート



# 条例制定して...

- ◆顔の見える連携が大切と実感！
- ◆条例制定前からワンストップの取組みは実施していたが条例制定後は連携の流れが定着し、スピーディーな流れで支援実施に繋がる。
- ◆連携機関の広がりが見られる。
- ◆逐次協議を開くことで、センター相談員のみで悩みを抱えず支援に臨むことができる。



# 今後の課題

平成30年3月に埼玉県犯罪被害者等支援条例が施行され、相談から支援までの流れが定着し、連携機関等も増え、迅速に支援実施に繋がる展開となりました。

最近では**若年層の被害**が増加しており、相談先として周知してもらうための学校等との連携、被害者等の心情や現状の理解を深めるための広報啓発活動など更に相談支援を展開していくことが課題です。

# 取組として

## ◆若年層被害者への取組

- ・ 学校等との連携、相談先として一人でも多くの方に知ってもらうための様々な媒体（学校だより、保健だより）を活用した啓発活動
- ・ 出前講座等を活用し、被害者にも加害者にもならないことを伝える活動の実施。（子ども、保護者に向けて）
- ・ 被害者の心情や置かれている立場などを出前講座で伝えるための継続した活動の実施。

# 取組として

- ◆ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターとして
  - ・ 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの周知徹底
    - 埼玉犯罪被害者援助センター主催の犯罪被害者支援ミニセミナー等での広報、駅頭キャンペーン、県民のつどいでのチラシ配布等
  - ・ 関係機関・団体との連携
    - 支援コーディネータとしての役割（被害者等と関係機関を繋ぐ）
  - ・ 継続的な支援協議
    - 支援協議で迅速且つきめ細やかな支援を目指す

# まとめ

「社会で支える、地域で支える」。犯罪被害者支援は社会全体のことと捉え地域で展開していくことが重要であると思います。

そして、多くの機関等が連携し、多くの手で支えることで被害者は落ち着いた生活を送るためのスタートラインに早い段階で立てるのではないかと思います。

社会で支え、地域で支えることを後押しして、支援者が安心して迅速かつスムーズに支援実施するためには、条例は必要不可欠であると考えます。

多くの都道府県、市町村で犯罪被害者支援条例についてご一考いただきたく思います。



ご清聴ありがとうございました

